

# 伊方町介護保険住宅改修の手引き

令和5年4月

伊方町



# 目 次

1	介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）	… 1
2	利用限度額（支給限度基準額）	… 2
3	住宅改修をする前に	… 3
4	対象となる住宅改修の種類	… 4
5	住宅改修の流れ	… 7
6	申請に必要な書類と留意点	… 9
7	住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合	… 12
8	住宅改修 Q & A	… 13

# 住宅改修の流れ



## 事前申請時のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

### 提出書類

- ①支給申請書
- ②工事費見積り書(複数事業所からの見積もり提出を促進)
- ③住宅改修が必要な理由書(※)
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの  
(日付入り写真又は住宅の間取り図など)

※理由書の作成者

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

## 事後申請時のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

### 提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類  
(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、
- ⑧住宅の所有者の承諾書  
(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)

※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。

## 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

住宅改修費支給制度は、要介護認定・要支援認定（以下「要介護認定」という。）を受けている方が、住みなれた自宅で生活を続けられることを目的として住宅の改修を行った場合に、その費用の一部が支給されるもので、手すりの取り付けや床の段差解消など、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象になります。

### 対象要件

次の要件を全て満たし、住宅改修をした場合に対象となります。

- ・ 要介護認定を受けており、着工日と完成日が認定有効期間内であること。
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住所に実際居住していること。
- ・ 本人が在宅であること。（入院・入所・外泊等していないこと。）
- ・ 改修内容が、介護保険制度の支給対象となる工事であること。
- ・ 住宅改修の着工前に事前申請を行っており、伊方町から事前審査承認をされていること。（伊方町から「住宅改修事前申請承認通知」を発行します。）

注意点	
介護認定申請中の方について	要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出た後に提出してください。 認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。
入院中・施設入所中の方について	基本的には、退院・退所後に事前申請を行いますが、退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請・着工が可能です。 ただし、支給申請は退院・退所後に提出してください。なお、退院・退所ができない場合は、支給を受けることはできません。
一時的にお住まいになる住宅の改修について	改修の対象となる住宅は介護保険被保険者証に記載されている所在地の住宅となります。一時的に居住する住宅等の改修は、支給の対象となりません。
新築・増築の住宅改修について	住宅の新築や増築は給付の対象となりません。また、改修理由が老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も支給の対象となりません。
工事内容の判断について	支給対象となる工事内容であるかどうかは、伊方町（保険者）が判断します。

## 利用限度額（支給限度基準額）

支給限度基準額は、要介護度にかかわらず、一人当たり20万円です。ただし、負担割合証に記載された割合が自己負担となりますので、介護保険から支給される額は、負担割合に応じて14万円から18万円が上限となります。この限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することが可能です。

※介護保険料に滞納がある方は、自己負担額が3割になる場合があります。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた部分に関しては全額自己負担となります。

支給限度基準額	負担割合	給付上限額	自己負担額
20万円	1割 負担の方	18万円	2万円
	2割 負担の方	16万円	4万円
	3割 負担の方	14万円	6万円

### 例外（限度額リセット）

下記の場合は例外として、再度20万円を上限として住宅改修費支給制度を利用することができます。ただし、以前の支給可能残額は加算されません。

①転居して住所が変わった場合

②要介護状態が著しく重くなった場合

（初めて住宅改修を行ったとき（初回の住宅改修着工日）の「要介護状態区分」を基準として、段階が3段階以上上がった場合）

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分	
第一段階	要支援1	第四段階 第五段階 第六段階	要介護3 要介護4 要介護5
第二段階	要支援2 要介護1	第五段階 第六段階	要介護4 要介護5
第三段階	要介護2	第六段階	要介護5

※この例外②は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

## 住宅改修をする前に

大がかりな改修工事をしなくても、生活動線の見直しや家具の配置変更を検討したり、介護保険を使って福祉用具を購入することで解決できることがあります。

福祉用具を使用することでは解決できない。または、福祉用具よりも住宅改修の方が適切と思われる身体状況、介護状況、住宅状況がある場合に住宅改修を行います。

例えば・・・

要 望	解 決 策
●トイレが和式便器で、しゃがむのが辛い ため、洋式便器に替えたい	「腰掛け便座」を使用することで、洋式便器のように腰掛けて排泄することができます
●トイレに行くための手すりを付けたり 段差の解消をしたい	「ポータブルトイレ」を使用することで トイレまでの移動の負担を減らすことも できます
●浴槽に入りたいけど、出入りが不安な ので、手すりを取り付けたい	「浴槽用手すり」、「浴槽内椅子」、 「浴槽内すのこ」、「入浴台」を使用す ることで、浴槽への出入りの負担を減ら すことができます
●浴室内に段差があるからかさ上げ工事 をして、段差をなくしたい	「浴槽内すのこ」を使用することで、安 価に段差解消をすることができます

住宅改修の目的は居宅生活の自立、または継続です。それを可能とするために必要なことは、日常生活動作を容易にすることです。

「日常生活動作」とは、外出、入浴、食事、洗濯、排泄などに関する移動や介助といった必要最低限の生活動作のことです。

介護保険の住宅改修は、それらを容易にするためという目的でなければできません。

住宅改修は、事前申請制であるため無断で改修内容の変更を行うことは認められません。施工業者が改修を行う際に、利用者や家族から取付け位置の変更、取付け金具等の変更を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと、保険給付の対象外になる場合があります。

## 対象となる住宅改修の種類

### (1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移乗動作に資することを目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象となります。

介護保険給付の対象になる工事	対象外の工事
○ 居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、玄関等）※動線からはずれる場合対象外	× 集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば○）
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	× 敷地外の手すり
○ 固定された下駄箱への手すりの取り付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る）	× 転倒防止のための手すり
○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）	× 固定したネジ等を隠す化粧用シール・キャップ等
	× 手すり取付工事に伴う家具等の移設費用
	× 固定されていない家具等への取り付け
	× 取付工事を伴わない手すりの設置

### (2) 段差の解消

各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するため、スロープの設置、床のかさ上げ、敷居を低く（もしくは撤去）する等工事です。

浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

介護保険給付の対象になる工事	対象外の工事
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事	× 床下収納スペースを埋める工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事	× 昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事
○ 敷石をコンクリートでフラットにする工事	× 上がり框に腰掛台を設置する工事
○ 居室・廊下をバリアフリーにする工事	× 浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー水洗の工事
○ 階段の勾配を緩やかにする工事	× 転落防止柵設置の単独工事（段差解消や傾斜解消工事に付帯するものは可）
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事	× 電気工事
○ 傾斜の解消	× 固定設置をしない場合
○ スロープの設置に伴う転落防止柵の設置工事	



(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

畳から板製床材やビニール系床材等への変更、浴室の床を滑りにくい床材への変更、通路面の滑りにくい舗装材への変更等、主に転倒防止を目的として床材を変更する工事です。

床材変更のための下地の補修や根太（ねだ）の補強、通路面変更のための路盤整備も対象です。

介護保険給付の対象になる工事	対象外の工事
○ 畳から板製・ビニール製の床材等へ変更する工事	× 老朽化による床材の張替え
○ 浴室のタイル等を滑りにくい床材に変更する工事	× 滑り止めマットを置くだけ
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更する工事	× 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更する工事
○ 階段の滑り止め（固定されているもの）	× 滑りやすい素材に変更する工事

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった、扉全体の取替えのほかに、ドアノブの変更、戸車の変更・設置なども含まれ、入退室時の安全を確保する工事です。扉の取替えに伴う壁や柱の改修も対象です。

ただし、心身の状態により、ドアの開閉やドアノブを握る等の動作が困難と認められる場合に限ります。

介護保険給付の対象になる工事	対象外の工事
○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え工事	× 自動ドアに取替えた場合の、動力部分相当費用
○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え工事	× 引き戸等の新設（ただし、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
○ ドアノブの変更、戸車の設置・吊元の変更工事	× 扉の使用に支障がない場合の、間口拡大（心身の状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は可）
○ 扉の撤収	× 雨戸の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える改修で、主に便座から立ち上がる時の負担軽減や、移乗動作の補助が目的の工事です。

便器の取替えに伴う給排水工事（トイレ室内のみ）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象です。

※水洗和式 ⇒様式への工事は給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式への工事は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ給付の対象外となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外です。

介護保険給付の対象になる工事	対象外の工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え	× 洋式便器から洋式便器への取替え
○ 洋式便器の工事 ・便座の高さが高い（低い）洋式便器に取替える場合（ただし、補高便座を用いて高さ調整する場合は、福祉用具購入費の支給対象） ・洋式便器の向きを変える工事	× 既存の和式トイレはそのまま、新規に洋式トイレを設置する × 介護保険制度の福祉用具購入の対象である腰掛便座の設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え（*）
○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	× 電気工事

\* 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮して支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合においてはこれらの機能の付加のみを目的とした工事は対象外となります。（介護保険制度において便器の取替えを支給対象とするのは、立ち上がりが困難な場合等を想定しているためです。）

（6）その他（1）～（5）の住宅改修に付帯して必要となる工事

一緒に施工したものであっても、付帯工事として認められない場合があります。

介護保険給付の対象になる工事（例）	
（1）手すりの取付け	手すり取付けのため壁の下地補強
（2）段差の解消	浴室の床の段差解消時に伴う給排水設備工事 スロープ設置時の転落防止柵設置工事
（3）床材の変更	下地の補強や路盤の整備工事
（4）扉の取替え	扉の取替えに伴う柱や壁の改修工事
（5）便器の交換	便器の取替えに伴う給排水設備工事（トイレ内み） 便器の取替えに伴う床材の変更

## 住宅改修の流れ

### 1. 事前相談

住宅改修を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等に希望を伝え、改修の内容を相談します。（担当のケアマネジャーがいな場合は、ご相談ください。）

この際に、ご本人の心身の状況、日常生活の動線、福祉用具の導入（レンタル・購入）、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案し、ご本人・家族・介護者にとって効果的で適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

その上で、改修を行う場合は、担当のケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

### 2. 見積もりの依頼・施工

住宅改修の工事は、ご本人と施工業者との契約により行われます。

複数の事業者に見積を依頼し、適切な工事内容、適正な価格での改修であるか、比較しましょう。

施工業者が決まりましたら、事前申請に必要な書類等の準備をします。申請書類の他に、見積書、図面、見積もりに記載された部材のカタログの写し、改修箇所ごとの改修前写真（日付入り）等が必要となりますので、準備又は作成の依頼をしてください。

### 3. 事前申請（着工前）

住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に申請が必要ですので、次の書類を伊方町長寿介護課長寿介護係に提出してください。

- ① 住宅改修費事前申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書
- ④ 完成予定の状態が確認できる平面図
- ⑤ 住宅の所有者の承諾書
- ⑥ 改修前の日付入りの写真
- ⑦ その他確認できる資料（使用する部材のカタログ等の写し）

#### 【申請上の注意点】

※転居・転入前の工事に係る事前申請は、住民票を異動してから行ってください。

※実際に生活の本拠としている場所の改修であっても、住民登録がなければ申請できません。

※要介護・要支援認定の新規申請中、入院・入所中の工事の場合でも事前申請が必要です。ただし、認定結果が非該当だった場合や退院・退所されなかった場合は支給できません。

※事前申請の承認後に入院された場合につきましても、退院されなかった場合は支給できません。

※町営住宅の場合は町の承認が必要です。住宅の所有者の承諾書の作成を町営住宅担当課へ申請してください。

#### 4. 現地確認

事前申請の受付後、伊方町（保険者）が書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認をする場合をすることがあります。

#### 5. 事前審査・承認

提出された書類や現地確認に基づいて、住宅改修の内容等の確認・審査を行います。

審査の結果、妥当であると判断された場合、伊方町長寿介護課から、「住宅改修事前申請承認通知」を発行します。

#### 6. 工事の依頼・施工

「住宅改修事前申請承認通知」を受領したら、改修に着手します。施工業者に工事の依頼をしてください。工事完了後、施工業者に工事費用全額を支払い、「領収書」を受取ります。

※ 無断で事前申請の内容と異なる改修を行うと介護保険給付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

#### 7. 支給申請（工事完了後）

改修工事を終えたら、「介護保険居宅介護（予防介護）住宅改修費支給申請書」に次の書類を添付して伊方町長寿介護課に提出してください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住宅改修費支給申請書</li><li>② 領収書（原本）及び住宅改修費請求書</li><li>③ 工事費内訳書（領収書の額と合致したもの）</li><li>④ 改修後の写真（日付入り）</li></ul> |
|--|

#### 8. 支給決定

支給が決定すると、被保険者が指定する金融機関の口座に振り込まれます。

## 申請に必要な書類と留意点

申請に必要な書類は次のとおりですが、必要に応じて提出書類の追加をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

### (1)住宅改修が必要な理由書 \*事前提出

住宅改修が必要な理由書には、利用者の身体の状態、介護の状態、住宅改修を行う目的等を記載します。(福祉用具レンタルの状態も併せて記入してください。)

改修場所でどのような行為をどれくらいの頻度で行い、そのことが本人の自立につながるかどうかを記載することが重要です。

また、利用者の日常生活にどのような不都合が生じているか、改修によってどのような効果が見込めるか、どのような改修を行うのか、具体的に分かりやすく記載してください。

なお、「住宅改修が必要な理由書」を作成できる方は次のとおりです。

- ・ ケアマネジャー (介護支援専門員)
- ・ 地域包括支援センター担当職員
- ・ 作業療法士
- ・ 福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上
- ・ その他上記に準ずる資格等を有する者

### (2)工事見積書 \*事前提出

見積書を提出する際には、次のことに注意して見積書を作成してください。詳細が確認できない場合は、再度、見積書の提出を求めています。

- ・ 要介護者本人あてであり、施工場所が本人の住民票になっていること
- ・ 改修の種類、箇所ごとに商品名、単価、数量等が区分して記載されていること
- ・ 材料費、工賃、諸経費が区分して記載されていること。(工事一式は不可)
- ・ 介護保険支給対象外の工事が含まれる場合、保険給付の対象となる部分が抽出され、明示し、対象範囲を明示することが困難な項目については、適切な方法で対象範囲が按分してあり、その根拠が明示されていること
- ・ 諸経費は、工事の 10%を目安として審査します
- ・ 清掃費、家具等の移設等は、支給対象に含まれませんのでご注意ください
- ・ 労務単価について、国土交通省の示している公共工事設計労務単価より突出しており、突出理由に合理性が認められない場合は給付の対象外となります

### (3)住宅改修箇所見取り図 (平面図等) \*事前提出

任意の様式により、次の内容に注意して分かやすく作成してください。

- ・ 要介護者本人の動線（赤）が記入されており、改修の位置が確認できること
- ・ 見積書、写真と同じ工事箇所番号、内容となっていること
- ・ 改修箇所が、要介護者本人の動線上であること

#### (4) 事前写真 \* 事前提出

任意の様式により、次の内容に注意して分かやすく作成してください。

- ・ 写真については、撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、撮影年月日を表示できるカメラで撮影すること（撮影後の写真に日付を記入したものや、貼り付けたものは認めません）
- ・ 見積書、見取り図（平面図）と同じ工事箇所番号、内容となっていること
- ・ 写真上に、完成予定図（取付け位置や形状等）を記入していること
- ・ 段差解消の場合は、メジャーをあてて段差の高低が分かるように撮影すること
- ・ 段差、浴室、トイレなどは全景及びアップの写真を添付すること（段差、便器や浴槽の位置が確認できる写真であること）
- ・ 福祉用具（手すり、踏み台、バー等）をレンタルしている場合はその利用状況の写真も添付してください
- ・ 不明瞭な写真（ピンボケ等）は認めません。

#### (5) 使用する部材のカタログ等の写し \* 事前提出

使用する部材全てのカタログ等の写しが必要です。次のことに注意してカタログ等の写しを準備してください。

- ・ メーカー、部材名、型番、金額等が確認できること
- ・ 使用する部材にマーカー等でラインを引き、見積書と同じ工事箇所番号を記入すること
- ・ 作り付けの踏み台など、カタログがない場合は設計図（形状、寸法、材質、取付け方法等を示したもの）を添付すること。

#### (6) 承諾書 \* 事前提出

改修する住宅の所有者が本人でない場合は、事前に所有者の承諾がなければ改修ができません。このような場合は、事前に承諾書をもらい、必ず添付してください。承諾書には、家屋所有者もしくは賃貸人の署名が必要です。（承諾書の日付は、必ず着工前にしてください。着工後のものは認めません。）

(7) 申請書

申請書及び委任状の訂正をする場合は、必ず申請者の訂正印を用いてください。  
ただし、氏名及び金額の訂正は認めません。

(8) 領収書（原本）

領収書は、原則、工事内訳書（見積書）と同額である必要があります。（同一工事内に介護保険給付対象外部分がある場合を除く。）

施工業者に工事費用を支払い、領収書を受け取る際は、次の内容が記載されているかを確認してください。

なお、支給申請時には、領収書原本の提出をお願いします。発行者の社名や印が無いもの（または写し）や単に改修費を施工業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収書として認めません。

- ・宛名が、被保険者本人になっていること
- ・領収日、金額が正しく記載されていること
- ・税抜きで5万円以上の場合、収入印紙が貼ってあること
- ・施工業者名が正しく記載されており、社印が押されていること
- ・但し書きの記載に、介護保険住宅改修工事であることが明記されていること

(9) 事後写真

任意の様式により、次の内容に注意して分かやすく作成してください。

- ・写真については、撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、撮影年月日を表示できるカメラで撮影すること（撮影後の写真に日付を記入したものや、貼り付けたものは認めません）
- ・事前写真と 同じ向き、大きさを撮影していること
- ・事前写真の予定位置と同じ位置になっていること（無断で改修位置や方向、寸法、部材等を変更した場合は、支給対象として認めませんのでご注意ください）
- ・改修部分の全景が写っていること
- ・固定部位が確認できること（改修完了時に、固定部分が隠れてしまう場合は、施工途中の写真が必要です）

## 住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修の支給ができませんのでご注意ください。

### (1) 事前承認後の改修内容の無断変更

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められていません。施工業者が改修を行う際に、利用者や家族から取り付け位置の変更等を希望されても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行うと、介護保険給付の対象外となる場合があります。

改修内容に変更がある場合は、必ずケアマネジャーに相談し、伊方町長寿介護課課長寿介護係までご連絡ください。

### (2) 改修中に被保険者が死亡した場合

被保険者が工事完了前に死亡した場合は、介護保険の給付対象外となります。

ただし、死亡時に完成している部分までは、給付対象として申請することができます。

### (3) 改修中に被保険者が入院した場合

着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分は、給付対象として申請することができます。

### (4) 被保険者が退院・退所できない場合

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障が出ると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しない（できない）ことになった場合は、住宅改修費の支給を受取ることができなくなります。

### (5) 要介護認定が「非該当」となった場合

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからになります。認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

### (6) 領収書の日付から2年以内に申請しなかった場合

領収日から2年以内に申請書を提出できなかった場合は、事前承認が無効になります。



## 住宅改修 Q & A

### (1) 手すりの取付け

	Q 質問	A 回答
01	以前設置した手すりが老朽化したことから、それに替わる新たな手すりを設置する場合は給付の対象となりますか？	単に老朽化したとの理由であれば給付の対象とはなりません。
02	玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが、給付の対象となりますか？ また、着脱（取り外し）可能な手すりは給付の対象になりますか？	対象となるのは、家屋に設置する手すりです。固定されていない下駄箱や家具への設置は対象外です。ただし、据付けの下駄箱や家具など固定されている場合は対象とします。 着脱式（取り外し可能）の手すりは対象外となります。
03	手すりの取付けの際に、ネジを使用せず、固定材（接着剤）による取り付けを行った場合は、給付の対象となりますか？	給付の対象となります。 ただし、両面テープでの取付けについては対象外です。
04	2階のベランダでの趣味やリハビリのため階段に手すりを付ける場合は給付の対象となりますか？	日常生活を維持するために必要な住宅改修が対象となりますので、趣味やリハビリのため等の理由による手すりの設置は給付対象外です。
05	廊下や階段、トイレの壁等の両側に手すりを付ける場合に制限はありますか？	基本的には、最低限の改修しか認めないため、片側の手すりのみ給付の対象となります。ただし、半身麻痺などの特別な理由がある場合は理由書に明記してください。 審査の対象といたします。
06	玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか？	屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。ただし、転落防止柵（ガードパイプ）のように、手すりの範囲を超えるものは対象外となります。
07	集合住宅に住んでおり、駐車場から居室までの通路に手すりを設置したいが、給付の対象となりますか？	状況によって判断。 集合住宅の住宅改修は、原則専用の居室内の改修に限られます。居室外の共用部分に対する改修は、洗面所やトイレなど生活領域の場所が共同になっている場合に限り、例外的に認められるもので、部屋までの通路部分についての改修は、申請者の身体的状況や設備の状況等によりその必要性を勘案して判断することになります。

08	<p>本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は住宅改修の給付の対象となりますか？</p> <p>また、取付工事をする際に、エアコンのダクトを移動させる必要がある場合は、それも給付の対象となりますか？</p>	<p>工賃のみ給付の対象となります。</p> <p>エアコンのダクトの移動工事は、手すりの取り付けに伴う付帯工事と見なされるため、給付の対象となります。</p>
09	<p>手すりには円柱型や棚状などさまざまな形状があるが給付の対象になりますか？</p>	<p>給付の対象になります。利用者の体の状況にあわせて、形状を選ぶことが重要です。</p>
10	<p>新築の際に手すりをつける工事は、給付の対象となりますか？</p>	<p>新築、増築については対象となりませんが、竣工日以降の場合は対象となります。</p>

## (2) 段差の解消

	Q 質問	A 回答
01	<p>玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の給付の対象となりますか。</p>	<p>玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として給付の対象となります。</p> <p>また、通路へのスロープの設置やコンクリート舗装への変更等も対象となります。</p>
02	<p>玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置して、居室から屋外へ出るための段差解消を行う場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>玄関からの出入りが困難な理由があり、移動経路を玄関から吐き出し口へ移さなければならない場合は、給付の対象となります。</p>
03	<p>掃き出し窓から出入りするために、レンタルのスロープを設置したいが、スロープを設置するための土台を作る工事は給付の対象となりますか？</p>	<p>福祉用具を設置するための改修は給付の対象外となります。</p>
04	<p>スロープを設置する際に床を解体する必要がある場合、その解体費用についても必要な経費として給付の対象になりますか？</p>	<p>段差解消工事に付帯する工事と考えられ、給付の対象となります。</p> <p>ただし、解体によって出た廃材等の処分費及び清掃費は給付の対象外です。</p>
05	<p>上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は給付の対象になりますか？</p>	<p>式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の給付の対象となります。</p>
06	<p>車椅子利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるために、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいのですが、給付の対象になりますか？</p>	<p>車を乗り入れるための改修は給付の対象とはなりません。</p>

07	<p>住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があります。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、給付の対象になりますか？</p>	<p>玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の改修として住宅改修の対象となります。</p>
08	<p>床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の給付対象となります。</p>
09	<p>浴室の改修について、段差解消、滑りにくい床材への変更や手すりの取付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）のようにまるごと購入設置により取替える場合も、住宅改修として算定してよいですか。</p> <p>または、全体的に取替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費としますのですか。（ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出します）</p>	<p>浴室の改修については、段差の解消、手すりの設置、滑り防止床材への変更等の改修が考えられます。ユニットバスにした場合、これらの改修が一体的に行われるため、それぞれの改修費用が算出できるように平面図等を添付していただき、対象部分のみの費用を按分等により算出が可能であれば、給付の対象とすることができます。</p>
10	<p>昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器の設置は給付の対象となりますか？</p>	<p>昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器の設置は、給付の対象となりません。また、手動であっても対象にはなりません。</p> <p>なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のもの移動用リフトとして福祉用具貸与の給付の対象となります。</p>
11	<p>スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付の対象となりますか？</p>	<p>住宅改修の対象にはなりません。</p> <p>移動用リフトとしての段差解消機及び車椅子用電動昇降機は福祉用具貸与の対象となります。（ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く）</p>
12	<p>掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用</p>	<p>昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。</p>

	は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付の対象となりますか。	
13	洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合、居室とベランダの段差解消は給付の対象となりますか？	生活動線を支援するものであるため、給付の対象となります。
14	洗濯物を干すため庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作製し段差解消をする場合は、給付の対象となりますか？	ベランダの増設に該当するものであり、給付の対象にはなりません。
15	ドアに敷居があり段差の解消を行いたいが、敷居を撤去するのではなく敷居の両側の部分をかさ上げすることによる住宅改修は給付の対象となりますか？	原則不可。 段差の解消をする際は、経済的な面も考慮し、利用者の状態像から支障がない場合は、原則低い部分にあわせて改修工事が行われるべきで、敷居の撤去あるいはスロープの設置により対応可能と考えられるが、工事が困難な場合等にご相談ください。
16	脱衣所と浴室床の段差を解消するために、浴室のかさ上げを行ったが、それに伴う下記の工事は、付帯工事として取扱うことができますか？ ①水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の蛇口位置の変更 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽のかさ上げ工事もしくは浴槽の取替え工事	いずれの場合も給付の対象となります。
17	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として給付の対象となりますか？	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして給付の対象となります。
18	屋外のスロープ等を木材で作製する場合、給付の対象となりますか？	介護が長期間続くことを考慮すれば、強度と安全性の観点から、原則認められません。ただし、費用の面などで事情のある場合は個別にご相談ください。

19	<p>ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費等の支給の種類に該当しないと考えられますがいかがですか。</p> <p>また、階段昇降機は取付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよろしいですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
20	<p>1階から2階への階段が急なため、傾斜をゆるやかにする工事は住宅改修の給付の対象となりますか？</p>	<p>階段に係る段差解消は、階段の段数を増やして1段当たりの高さを低くする工事が想定されます。ただし、それでは傾斜は変わらないため階段の上り口を後方に下げ、階段の踏み面を広げて傾斜を緩やかにする工事が段差解消に該当するかどうかということになります。それについては、利用者個々の状態像を踏まえて判断することになりますが、</p> <p>①利用者の生活動線が2階にあるなどにより2階に上がる必要性があること</p> <p>②既存の階段に手すりを設置すること等によっても、利用者の身体状況から安全性が確保されないこと</p> <p>③踏み面を広げ傾斜を緩やかにすることにより、1人での階段の上り下りができるようになるなど、その工事が利用者の自立支援に繋がること</p> <p>などが確認されれば、住宅改修の工事として認められます。</p>

### (3) 床材の変更

	Q 質問	A 回答
01	<p>通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられますか。</p> <p>また、この場合路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか？</p>	<p>例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装などが考えられます。タイルやレンガにする場合は、その理由を明記するとともに、滑りにくいことがカタログ等で確認でき、かつ平滑にできるものに限りです。</p> <p>また、これらの工事に伴う路盤整備は付帯工事として給付の対象となります。</p>
02	<p>通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、給付の対象となりますか？</p>	<p>いずれも、通路面の床材変更として、給付の対象となります。</p>

03	滑りの防止を図るため、階段にノンスリップや滑り止めのゴムやカーペットを貼り付けたりする場合は給付の対象となりますか？	家屋に接着剤や固定具等で固定する場合は給付の対象となります。 両面テープでの固定は対象となりません。
04	廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として給付の対象となりますか？	老朽化や物理的、科学的な摩擦、消耗が理由である場合は給付の対象となりません。
05	階段に滑り止めのゴムをつけることは給付の対象になりますか？	給付の対象となります。
06	滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、給付の対象となりますか？	浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、給付の対象となりません。
07	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても給付の対象となりますか？	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、質問のような変更（改修）についても認められる。
08	滑り止め塗料や薬剤塗布により滑りにくくする工法は床材変更にあたりますか？	耐久性や効果、メンテナンス性について十分検討する必要があります。
09	台所の板製床材をビニール系の床材に変更したい場合は、給付の対象となりますか？	滑り防止のための床材の変更は、畳敷きから板製床材やビニール系床材への変更が想定されるが、板製床材からの変更についても老朽化等により滑りやすい状況にあれば、給付の対象になりますが、単なる物理的な摩耗や老朽化に伴う改修は対象となりません。

#### (4) 扉の取替え

	Q 質問	A 回答
01	門扉の取替えは、給付の対象となりますか？	外出する際の動線上にあって、身体的な改善のための理由で、引き戸以外の門扉を引き戸に改修する場合は、給付の対象となります。
02	扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、給付の対象となりますか？	扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体状況にあわせて扉の性能を変えたのであれば、給付の対象となります。

		また、ドアノブ式をレバー式に変更した場合も給付の対象となります。
03	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は、給付の対象となりますか？	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば給付の対象となります。 ただし、引き戸が古くなったため開閉が困難という理由では、給付の対象となりません。
04	雨戸を取替える工事については給付の対象となりますか？	門扉と同様に、要介護者の生活動線上にあって、身体的な改善のための理由であれば給付の対象となります。 ただし、朝晩に単に雨戸を開閉するだけの理由では給付の対象となりません。
05	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取替えたいが、給付の対象となりますか？	要介護者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況（居室のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、給付の対象となります。 また、扉枠撤去とカーテンレールの取り付けも付帯工事として給付の対象となります。
06	車いすでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、給付の対象となりますか？	原則として、撤去のみで新たに扉を設置しない場合は、扉の取替えにあたらなため、給付の対象となりませんが、車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事のみ該当します。 ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。
07	車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の給付の対象となりますか？引き戸から引き戸への変更であった場合でも給付の対象となりますか？	要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば給付の対象となります。
08	壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は給付の対象となりますか？	新たに扉を新設する工事は給付の対象となりません。 ただし、要介護者の身体状況及び住宅状況等を考慮し、既存の扉を利用できないようにしたうえで、扉を新設するのであれば、「扉位置の変更」として取扱い、給付の対象となります。
09	動線を短縮する必要があり、扉の位置を変更した際に、元の扉を塞ぐ工事は給付の対象となりますか？	扉位置の変更の付帯工事として給付の対象となります。

10	引き戸への取替えて、壁面にあるコンセントが支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象になりますか？	コンセントの取外しと移設費は給付の対象となりますが、配線工事については対象となりません。
11	住宅改修の際、不要になった扉などの撤去・処分費用は給付の対象になりますか？	これらの費用は改修に付帯する行為であり、給付の対象となります。 ただし、現場の清掃費用については給付の対象となりません。

#### (5) 便器の交換

	Q 質問	A 回答
01	便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて給付の対象になっているが、どの程度の工事が給付の対象になりますか？	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する際には、便器本体工事とともに、水洗化の工事が行われますが、この場合、水洗化の工事は給付の対象となりません。「便器の取替え」に付帯する給排水工事として想定しているのは、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。
02	既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機能が付いた便座等に取替える場合は給付の対象となりますか？	暖房便座・洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付いた便座に取替える場合は、要介護者の身体状況に関わらず給付の対象とはなりません。
03	身体的状況により、既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、次の工事は「便器の取替え」として給付の対象となりますか？ ①洋式便器をかさ上げる工事 ②身体に合わせて便器の高さが異なる洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座高の高さを変える場合	①給付の対象となります。 ②ご本人の身体に適した高さにするために取替えるという適切な理由が認められれば、給付の対象となります。 ③住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として福祉用具購入費の支給対象となります。
04	要介護者の身体状況に適応するように、洋式便器の向きを変更する工事は給付の対象になりますか？	給付の対象となります。
05	既存の様式便器にウォシュレット機能を追加する工事は給付の対象となりますか？	立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため、洗浄機能等のみを目的とするものは給付の対象となりません。
06	和式便器から、ウォシュレット機能のついた洋式便器への取替えは、給付の対象になりますか？	ウォシュレット機能付き便座が一般的に普及している事を考慮すれば、洗浄便座一体型の便器を取付けるにあっては給付の対象となります。



		<p>その場合、便器の電源を確保する電気工事は付帯工事として認められません。</p>
07	<p>男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する費用は、付帯工事として給付の対象になりますか</p>	<p>便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は、洋式便器に取替えたことによるスペース確保が必要な場合のみ対象となります。</p> <p>その場合は、必ず便所の寸法、介助の状況等を明記してください。</p>
08	<p>現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用のみ対象となります。</p> <p>ただし、既存の和式便器をそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、便器の取替えにあたらなため給付の対象とはなりません。</p>
09	<p>和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する等の目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張工事も給付の対象になりますか？</p>	<p>原則として、拡張工事は対象となりませんが、要介護者の身体状況や家屋の状況によりやむを得ない事情がある場合には、例外として対象になる場合があります。</p> <p>ただし、その場合は家屋の総面積が増えないことが条件です。</p>
10	<p>外にある和式トイレを取壊して要介護者の居室近くに洋式トイレを新設する場合は、給付の対象になりますか？</p>	<p>外にある和式トイレが日常使うトイレであれば、給付の対象になります。</p> <p>ただし、外の和式トイレをそのままにし、新たに設置する場合は給付の対象となりません。</p>
11	<p>費用を抑えるために、和式便器の上に腰掛便座を置いて固定した場合、住宅改修の給付の対象となりますか？</p>	<p>ボルトで固定した場合は、住宅改修の給付対象となります。ただし、固定することを前提にした製品でなければいけません。</p>
12	<p>和式便器から洋式便器に改修する際、工期が数日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる費用は給付の対象となりますか？</p>	<p>仮設トイレの設置費用は、給付の対象となりません。</p>
13	<p>介護者が介助しやすいように、トイレを拡張する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>給付の対象となりません。</p> <p>ただし、和式から洋式便器に取り換える場合など、「洋式便器への取替え」についてのみ給付の対象となります。</p>

(6) 資格等 (死亡・転入転出・法施行・入退所 (院) )

	Q 質問	A 回答
--	------	------

01	要介護者が子などの住所に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。
02	月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、この場合住宅改修に該当しないと判断してよいのですか。	施設入所者の生活の拠点は施設にありますので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様と考えます。

### (7) 申請書類等

	Q 質問	A 回答
01	理由書の代わりに、ケアプランを提出してもいいのですか？	理由書の内容を補てんする添付書類としての提出であれば受付可能ですが、ケアプランのみでは受付できません。
02	既住宅改修の支給申請の際に、住宅改修前後の写真を添付することになっていますが、その写真の現像料金等についても給付の対象になりますか？	給付の対象となりません。
03	住宅の所有者が亡くなっている家屋を改修する場合の住宅改修承諾書は、どのようにすればいいのですか？	住宅所有者死亡用の代表相続人指定届・住宅改修の承諾書の提出が必要です。
04	領収書の名前は利用者でないといけませんか。	利用者のための住宅改修なので利用者の名前とします。
05	領収書の金額によって収入印紙が必要ですか？	印紙税法に基づき、必要な収入印紙を貼付してください。 5万円以上100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙が必要です。
06	領収証書は、写しでもよいのですか。	申請時に領収証書の原本を提示してもらい確認ができれば、写しでもかまいません。
07	支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事がありますが、全て区分しなければならないのですか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等を区分できない工事については無理に区分する必要はないですが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はあります。
08	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、日付機	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を取っているように、黒板や紙等に日付を記

	能のない写真機の場合はどうすればよいのですか。	入して写真に写し込むといった取扱いをしてください。 なお、日付を撮り損ねている場合は、写しこみ損ねた理由書を提出してください。
09	住宅改修前の写真を撮影していなかった場合に、保険給付の対象とすることはできますか。	給付の対象となりません。
10	介護保険対象給付額を超える住宅改修費、福祉用具購入費の場合、費用額は、保険対象給付額の上限で計上するのですか、超えた分を含めて計上するのですか。(例えば、30万の住宅改修をした場合、費用額は、20万ですか、30万なのですか。) 費用額は、実際の費用を記入すべきだと思いますが。	介護保険対象給付額を超える場合の費用額は、保険対象給付額の上限額を記載します。

(8) その他

	Q 質問	A 回答
01	利用者の方が相談なく住宅改修工事をされたため、理由書の提供ができなかったのですが、住宅改修の対象として申請できますか？	平成18年4月から住宅改修を行う場合は、事前に理由書の提出が義務付けられています。理由書を提出せず、町の確認を受けないまま工事に着工された場合は、住宅改修の対象となりません。
02	住宅改修を行いたいのですが、父母が共に要介護認定を受けている場合は、住宅改修の限度額は20万円の2人分で40万円まで可能ですか？	一軒の住宅に要介護者が複数いる場合は、要介護者×20万円までの改修が可能です。ただし、同一の工事にかかった費用を按分して申請することはできません。例えば、便座改修にかかった35万円の費用を、父20万円・母15万円としての申請はできず、父20万円のみが申請の対象となります。なお、別に段差解消工事を併せて行った場合は、母分として別に20万円まで申請が可能です。
03	事前相談を終了し、住宅改修支給申請書を提出するまでの間に、追加の工事が発生した場合、再度事前申請を行い、別々に支給申請書を提出するのですか？	追加工事が発生した場合、事前申請は必要ですが、支給申請書はまとめてもかまいません。
04	家族や同族家族(一族)が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とするのですか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象

		象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とします。
05	本人又は家族等による住宅改修は、材料の購入費を支給対象とすることとなっていますが、家族ではない知人（大工・技術資格者ではない）が住宅改修を行った場合に、材料費の他に（業者より安価な）工賃を支給対象とすることができるのでしょうか。	ご照会のような場合についても、通常工賃を請求しないもので、本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様、材料費のみを支給対象とします。
06	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の給付対象となりますか。	住宅改修の支給対象とはなりません。
07	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか？	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。
08	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合はどのようになりますか？	介護保険上、住宅改修の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされています。すなわち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから割引後の額に基づいて支給されることとなります。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成を受けとっていた場合についても同様となります。
09	下記事例について、 ①10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費が支給されますか？ ②同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後、新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一	①②とも「転居した場合の例外」としての住宅改修の支給対象とはなりません。

	であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額 20 万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。	
--	---	--